第 1688 号 $\frac{RE \overleftarrow{ADAS}}{y - \vec{y} r \times \vec{p} \vec{j}}$

1994年1月6日創刊·毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2000年)平成12年 1 1月 20日 月曜日

発行所

(2-2)

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

4 会社分割税制の概要

Q:会社分割税制の概要が明らかになったようですが、内容を教えてください。

A: 資産移転時の課税の繰延べが認められる2つのケースや、それぞれの場合に該当するための具体的な要件が示されました。

【解説】

平成12年度の通常国会で成立した会社分割法制を後押しする税制優遇措置が注目されていますが、先月初めに政府税制調査会がとりまとめた「会社分割・合併等の企業組織再編成に係る税制の基本的考え方」でその概要が明らかになりました。この報告書を基に大蔵省では税制改正法案の作成に入ります。

報告書によると、資産移転時の譲渡損益の 計上の繰延べ(課税の繰延べ)が認められる 1つは、「企業グループ内の組織再編成」で、 企業グループとは、商法上の親子会社のよう な関係にある法人間が該当し、資産の移転が 独立した事業単位で行われ、組織再編成後も 移転した事業が継続することが条件です。

もう1つは、「共同事業を行うための組織 再編成」で、①共同事業がこれに参加する法 人相互に関連のある事業であること、②事業 に参加する各法人の事業規模が著しく異なら ないこと、③それぞれの事業に従事していた 従業員の相当数が引き継がれること、が判定 基準となっています。

この他、再編成時における株主に係る課税 関係や、各種引当金の引継ぎ、棚卸資産及び 有価証券の評価などの項目についても方向性 が示されています。







